

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
発信者情報開示ワーキンググループ（第1回）

- 1 日時 令和8年6月1日（月）17時00分～18時00分
- 2 場所 オンライン開催
- 3 出席者
 - (1) 構成員
曾我部主査、今村構成員、上沼構成員、大谷構成員、垣内構成員、北澤構成員、
鎮目構成員、清水構成員、中原構成員
 - (2) オブザーバー
法務省、文化庁、最高裁判所
 - (3) 総務省
藤田大臣官房総括審議官、荒井大臣官房審議官、大澤情報流通振興課長、
相川情報流通適正化推進室長、大内情報流通適正化推進室課長補佐
白水情報流通適正化推進室課長補佐
- 4 議事
 - (1) 開催要綱(案)について
 - (2) 発信者情報開示ワーキンググループにおける検討の進め方について(案)
 - (3) 意見交換
 - (4) その他

【大内補佐】

それでは定刻になりましたので、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 発信者情報開示ワーキンググループ第1回会合」を開催いたします。本日はご多忙の中、当会合にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

議事に入る前に事務局から連絡事項を申し上げます。まず本日の会議は公開とさせていただきますので、その点、ご了承ください。次に、Web会議による開催上の注意事項を申し上げます。本日の会合の傍聴につきましては、Web会議システムによる音声及び資料投影としております。傍聴者は発言ができない設定とさせていただいております。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして映像も、オフにさせていただきますようお願いいたします。ご発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て主査から発言者を指名いただく方式で進めます。ご発言の際にはマイクと映像をオンにしてご発言いただくようお願いいたします。発言が終わりましたらいずれもオフにお戻しく下さい。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能などで随時事務局や主査にご連絡をいただければ対応させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認に移ります。本日の資料は資料1-1から資料1-3の3点を用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申し込みください。

注意事項とご案内は以上となります。

続きまして今般の発信者情報開示ワーキンググループの主査につきましては、5月11日に開催されましたデジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会において、宍戸座長からご指名がありまして、京都大学大学院法学研究科の曾我部真裕教授にお願いさせていただきたいと思っております。

本日は初回となりますので、まずは構成員の皆様をご紹介します。構成員の皆様におかれましては、一言ずつご挨拶をいただきますようお願いいたします。まず曾我部主査から一言ご挨拶をいただき、その後、事務局から五十音順に指名させていただきます。それでは、まず曾我部主査からよろしくようお願いいたします。

【曾我部主査】

京都大学の曾我部真裕でございます。私は専門が憲法でございまして、憲法の観点から、インターネット上の様々な法的問題について研究を行い、あるいはこういった形で政策の議論に参加させていただいております。発信者情報開示に関しては、後ほど資料の中でもありますが、令和2年（2020年）に総務省で「発信者情報開示の在り方に関する研究会」があり、そちらでも取りまとめ役を仰せつかりまして、その流れで今回、主査を仰せつかったものと思っております。その時の研究会の検討を踏まえて、令和3年（2021年）

にプロバイダ責任制限法が改正されまして、発信者情報開示命令手続というものが導入されたわけです。その後、何年か経ちまして様々な新しい課題が生じてきているということで、このワーキンググループが立ち上がったと承知しております。

今回メンバーも、前回の研究会からの引き続きの先生方、それから新たにお入りいただいた先生方がおられますが、非常に強力な布陣だと大変頼もしく思っております。充実した議論を踏まえて、より良い在り方に向けて尽力したいと思っておりますので、何卒よろしく願い申し上げます。

【大内補佐】

それでは、ただいまから事務局より五十音順で指名させていただきます。まず今村構成員、よろしくお願いいたします。

【今村構成員】

お世話になっております。池田・染谷法律事務所、弁護士の今村でございます。今回のワーキンググループのメンバーとして選ばれた主な理由としては、私自身が総務省に出向していた経歴を持っていて、当時は情プラ法の前プロ責法でしたけれど、プロバイダ責任制限法を所管している消費者行政第二課、現在の利用環境課に在籍していました。どちらかという通信の秘密の保護の観点から当時のプロ責法を検討する機会に多数触れていたこともあって、今もその関係での仕事を弁護士としても多数行っているということで、今回のメンバーに入れていただいたのかなと感じております。

資料を見ると、情プラ法改正後、引き続き発信者情報開示の関係では色々と検討すべき点が多いのかなと思っておりますけれど、その観点に関して通信の秘密の保護との関係で、色々深い検討ができたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【大内補佐】

続きまして、上沼構成員、よろしくお願いいたします。

【上沼構成員】

弁護士の上沼と申します。私も前回の検討会に参加させていただいておりました。普段どちらかというユーザー側とか、あとは違法・有害情報相談センターなどの相談窓口に関与している関係で、やはり相談者側からの相談を受けるという立場で、本検討会に臨みたいと思います。よろしくお願い致します。

【大内補佐】

続きまして、大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】

大谷でございます。私も前回の検討会に参加させていただきまして、現在の発信者情報開示請求制度について議論させていただいた経験がございます。また、情プラ法の名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインを、ガイドライン等検討協議会の一員として作成する仕事に関わり、そしてそれをメンテナンスしながら、事業者の方々にとって分かりやすい、しかも迅速な対応ができるような仕組みを整えるという努力を続けております。ま

た、この発信者情報開示請求との関わりでは、実務者勉強会で、特に事業者側の悩みをお聞きし、それがユーザーの方のお役に立てるような形で解決するお知恵を集めていくというような立場でも参画させていただいております。

訴訟法上の非常に難しい要件の整理なども必要な領域ではございますけれども、微力ながら私自身も学びつつ、この検討に関わってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【大内補佐】

続きまして、垣内構成員、よろしくお願いいたします。

【垣内構成員】

東京大学の垣内と申します。私も令和3年改正の際の検討に参加をさせていただきました。

私自身の専門は民事訴訟法ということで、前回改正以後も色々と難しい課題が生じていると承知しておりますけれど、少しでも手続法的な観点から、大変微力ではありますが、議論に貢献できればと考えております。よろしくお願いいたします。

【大内補佐】

続きまして、北澤構成員、よろしくお願いいたします。

【北澤構成員】

英知法律事務所の北澤でございます。前回に引き続き貴重な機会をいただきありがとうございます。発信者情報開示については主に国内のプロバイダ代理人として、コンテンツプロバイダ、アクセスプロバイダ双方について対応させていただいております。請求者側の事件についても一部対応はしておりますが、件数的にはプロバイダ側で対応することが中心となっているのが実情でございます。

令和3年改正による非訟制度の創設の後に、人格権侵害事案のみならずP2P事案の件数の激増による事業者への負担や、その他にも異議訴訟など当初想定されていた機能が実現できていないといった問題、こういった制度的な課題も多く感じるところです。

微力ではございますが、このような現状の課題について整理をしつつ、より良い制度実現のためにお役に立てればと考えております。よろしくお願いいたします。

【大内補佐】

続きまして、鎮目構成員、よろしくお願いいたします。

【鎮目構成員】

学習院大学の鎮目と申します。私の専門は刑法でございまして、私も令和2年の「発信者情報開示の在り方に関する研究会」に参加させていただきました。それとの関係で今回はお呼びいただいたと理解しております。

これまで「通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループ」や、サイバー攻撃に対処するための電気通信事業者の取組の法的整理に関わるいくつかの検討会に参加させていただきました。今回、専門から外れる領域も多々ありますが、勉強の機会をいただきつ

つ、微力ではありますが、議論に貢献できるよう努めたいと思います。よろしくお願いいたします。

【大内補佐】

続きまして、清水構成員、お願いいたします。

【清水構成員】

よろしくお願いいたします。法律事務所アルシエンの弁護士の清水と申します。私は被害者側で発信者情報開示や削除請求など、ネット上の問題に対しての対応を主に行っておりまして、ほぼ毎日のように裁判を行っているというような状況です。令和2年の「発信者情報開示の在り方に関する研究会」には私も呼ばれておりまして、その時からの引き続きということになるのかと思います。

私は被害者側の代理がほとんどですので、実務を踏まえて、被害者にとって使いやすい法律となるような議論ができればと考えております。よろしくお願いいたします。

【大内補佐】

最後となりますが、中原構成員、お願いいたします。

【中原構成員】

東京大学大学院法学政治学研究科の中原と申します。専門は民法でありまして、不法行為を中心に研究をしております。不法行為を研究しているといっても、情プラ法あるいは発信者情報開示請求についてきちんと勉強してきたわけではありませんので、色々と至らない点が多くあろうかと思っております。

発信者情報開示関連の検討会に参加させていただくのも初めてでありますけれども、民事実体法の研究者として何らかの貢献をすることができればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【大内補佐】

構成員の皆様、ありがとうございました。それでは以降の進行については曾我部主査にお願いさせていただきます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。改めましてよろしくお願いいたします。

本日の議事に入りたいと思います。本日の議事は4点ありまして、1つ目が開催要綱（案）について、2つ目が発信者情報開示ワーキンググループにおける検討の進め方について、3点目が意見交換、4点目がその他となっております。

まず議事の1ですが、本ワーキンググループの開催にあたりまして、資料1-1のとおり開催要綱を定めてはいかかかと思っております。こちらをご覧くださいまして、特に問題なければご承認いただければと存じますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。特にご異議がなさそうですので、こちらは原案通りご承認いただいたということで進めさせていただきます。

この開催要綱の4の(4)に主査代理について規定がありまして、主査代理をお願いしたいと思うのですが、鎮目構成員をお願いさせていただきたいと思います。鎮目先生いかがでしょうか。

【鎮目構成員】

承知いたしました。謹んでお引き受けいたします。

【曾我部主査】

ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

それから開催要綱の4の(6)に基づきまして、オブザーバーとして資料1-2の通り、法務省、文化庁、それから最高裁判所にご参画いただきたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。

今ご承認いただきました開催要綱に従いまして、このワーキンググループを進めさせていただきます。議事の1は以上となります。

続きまして、議事の2に参ります。こちら資料1-3「発信者情報開示ワーキンググループにおける検討の進め方について(案)」に基づき、事務局からご説明をいただきます。よろしくお願いいいたします。

【大内補佐】

それでは、ただいまより資料1-3に基づきまして事務局からご説明をさせていただきます。

1ページ目ではインターネット上の違法・有害情報の流通について、総務省が委託事業により運営している違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数について記載しております。令和7年度の報告書に基づきまして、令和7年度の相談件数としては6,715件あったということで、相談件数については高止まりの傾向にあります。

2ページ目をご覧ください。相談件数6,715件のうち、主に誹謗中傷などに関する相談件数が4,067件、約60.6%に上ることが分かっております。

また、この6,715件の相談内容の内訳としましては、3ページ目に記載しておりますとおりの状況となっております。インターネット上の情報を削除したいという相談が一番多いという形ですが、それに次ぐ形で「発信者の特定方法を知りたい」という相談が1,540件ということで、全体の中で22.9%を占める形になっております。

続きまして、4ページ目をご覧ください。こちらは法務省人権擁護局のデータとなりますが、令和7年において新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は1,569件であるということで、前年から138件ほど減少しておりますが、こちらについても1,500件を上回る状況で推移をしているということが分かるかと思えます。

続きまして、5ページ目をご覧ください。インターネット上で誹謗中傷等によって被害が発生した場合の対応策についてこちらの図でまとめております。左側、そもそも誹謗中傷等を自ら書き込まないようにするための取組としては、総務省でかねてよりユーザーの

ICT リテラシーの向上に関する取組を進めてきたところでございます。実際に誹謗中傷等の被害に遭った場合の対応策としましては、本ページにおける「2. 事業者に投稿の削除を申請」、そして「4. 相談窓口への相談」に加えまして、書き込んだ相手を特定した上で損害賠償を求めるものとして「3. 発信者情報開示請求」という手段があるということをご紹介しております。

6 ページ目をご覧ください。発信者情報開示請求に関する制度としましては、情報流通プラットフォーム対処法がございます。本ページの②にありますとおり、情報流通プラットフォーム対処法においては、第5条において発信者情報開示請求権が規定されているほか、令和3年の改正で非訟事件手続に関する規定が含まれているところでございます。

7 ページ目をご覧ください。発信者情報開示制度については、平成13年に旧プロバイダ責任制限法が制定された当時から、発信者情報開示請求権が規定されているところでございます。発信者情報については、発信者のプライバシー、表現の自由及び通信の秘密として保護されるべき情報であることを踏まえまして、一定の厳格な要件が課されているところでございます。この一定の厳格な要件、オレンジ枠の(i)から(iii)のいずれをも満たした場合において、プロバイダ等が発信者情報を適法に開示することができることとされております。

続いて8ページ目でございます。発信者情報開示の対象となる情報については省令において情報が列挙されております。これまでこの省令は数次改正されまして、それによって発信者情報が適宜追加されてきた経緯となっております。

具体的には9ページ目にこれまでの経緯を示しております。平成13年のプロバイダ責任制限法施行以降、平成23年、平成27年、平成28年に省令が改正されまして、発信者情報が適宜追加をされております。その後、令和2年の「発信者情報開示の在り方に関する研究会」において検討が行われ、令和2年の省令改正によって電話番号が発信者情報に追加されております。その後、令和3年にプロバイダ責任制限法の改正法が成立しまして、非訟手続の創設、ログイン情報等の開示請求を行うことができる範囲の見直しが行われております。

続いて10ページ目をご覧ください。こちらでは令和2年4月から12月まで開催された「発信者情報開示の在り方に関する研究会」の概要をまとめております。こちらの研究会において発信者情報開示請求の手続に関して検討が行われまして、11ページ目にあるとおり令和3年の法改正に至っております。令和3年改正におきましては、新たな裁判手続として非訟手続が創設されております。また、開示請求を行うことができる範囲の見直しが行われまして、発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるように、その範囲が改正されたところでございます。

続いて12ページ目でございます。令和2年の研究会の成果の1つとして「発信者情報開示に関する実務者勉強会」が設置されております。こちらについては研究会の最終とりまとめにおいて、「コンテンツプロバイダ、アクセスプロバイダ、有識者、専門性や実務

的知見を有する者が協力して発信者の特定手法について支援協力を行える体制やノウハウ共有を行う場が必要である」という提言があったことを踏まえ、円滑な発信者情報開示の実務を促進するために、その意見交換を行う場として開催されております。参加者としては、コンテンツプロバイダ、アクセスプロバイダ、事業者団体、弁護士、総務省等が参加する形で、2021年2月以降、適宜開催をされております。

13 ページ目以降が、発信者情報開示制度を巡る状況の変化についてまとめたものになっております。

まず第1の変化としましては、発信者情報開示請求の件数が増加しているということが挙げられます。非訟手続の申立件数については、令和5年から令和7年の3年間で3,959件から10,072件と約2.5倍に増加したことが分かっております。また、非訟手続のほか、訴訟、仮処分、任意請求も含めた総数としましては、総務省が令和6年に任意で実施したアンケート調査の結果によって、154,484件の請求があったことが分かっておりまして、こちらも増加傾向にあると考えられます。

もう1つの状況の変化としましては、プロバイダの多層化というものが指摘されております。本ページの下部ではMVNOサービスの契約数及び契約数比率についての図を示しておりますけれども、これらの数値はいずれも増加傾向にありまして、複数のプロバイダが通信に介在することで、発信者の特定までに時間を要している場合があるということが指摘されております。

14 ページ目をご覧ください。また状況の変化としては、ファイル共有ソフトを用いて違法に著作物をダウンロード・アップロードしたとして、著作権者から発信者情報開示請求や損害賠償請求がなされる事案が急増しているということをお示ししております。右上部に、発信者情報開示請求が行われ、最終的に損害賠償請求、示談金の請求といったことが行われるまでのフロー図を示しております。

15 ページ目においては、ファイル共有ソフトの不適切な利用に関する発信者情報開示請求が急増していることへの対応の一環としての、総務省の取組をまとめております。利用者向けの取組としては、昨年11月に事業者団体等と連携して注意喚起ページを公開し、普及啓発等を行っております。また、プロバイダ向けの取組としましては、同じく昨年11月に発信者情報開示制度の円滑な運用の実現を図るために、早期に着手し得る対策の一環として、総務省の対応や開示請求に当たっての対応の考え方の整理を公表し、総務省のホームページ上で公開しております。

16 ページ目をご覧ください。令和3年改正による新たな裁判手続、非訟手続の創設により、審理の迅速化自体は一定程度進んだと考えておりますが、その一方で、さらなる迅速な被害者救済の必要性や、開示請求に対応する事業者の負担軽減などの課題も指摘をされており、対応の在り方に関する検討が必要な状況であると考えております。

発信者情報開示制度を巡って指摘されている課題の例としましては、本ページ下部に示しておりますが、1つ目に、令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保としまして、

提供命令が迅速に履行されず発信者の特定に支障が出ているケースがある、MVNO等のプロバイダの多層化により発信者の特定に時間を要するケースが増加している、等の指摘があると考えております。

2つ目として、発信者情報開示請求への対応の合理化に関して、プロバイダによる主張立証の機会が十分に確保されていないケースがある、あるいは逆に具体的な主張立証が難しいプロバイダも開示請求の当事者として対応を求められるケースがある、発信者情報開示請求の件数の増加により対応するプロバイダの負担が増加している、等の指摘があると考えております。

3つ目として、発信者情報開示手続の過程で得た情報の適切な取扱いに関して、開示された発信者情報や意見照会で得た情報を用いて新たな権利侵害、例えば晒し行為等が行われるケースがある、といった指摘があると考えております。

これらの課題につきまして、発信者情報開示の手続に落とし込んだものが17ページ、18ページ目になっております。

17ページ目では令和3年改正において想定された非訟手続の全体像をお示ししております。申立人がコンテンツプロバイダに対して開示命令及び提供命令を申し立てた上で、コンテンツプロバイダが通信元にいるアクセスプロバイダを特定し、最終的にアクセスプロバイダが氏名等の情報を開示するまでの流れを矢印で示したものになっております。

18ページ目については、先ほど16ページでお示した、指摘されている課題をこちらのフロー図に落とし込んだものになっております。各プロセスにおいて様々な課題が指摘されていることが分かるかと思えます。

これらを踏まえまして、主な検討課題の案としてお示ししているものが19ページ目になります。「1. 令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保」につきましては、「提供命令の迅速な履行を図るために運用面・制度面からどのような対応策が考えられるか」、「プロバイダの多層化等による手続の長期化について、手続の迅速化・円滑化のために考えられる事項はあるか」、「その他、令和3年改正で創設した裁判手続について、発信者の正当な権利利益等にも配慮しつつ、より円滑な被害者救済を図るためにどのような対応策が考えられるか」といった検討課題があり得るかと思えます。「2. 発信者情報開示請求への対応の合理化」については、「必要なプロバイダの主張立証の機会を確保しつつ手続の合理化を図るためにどのような対応策が考えられるか」、「その他、プロバイダによる発信者情報開示請求への対応の円滑化の観点から、プロバイダの発信者情報開示請求手続への関与の在り方や負担軽減について、どのような対応策が考えられるか」といった検討課題が考えられるかと思えます。最後に、「3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い」につきましては、「新たな権利侵害の発生の防止の観点から、発信者情報開示請求の請求者及び発信者それぞれの情報の取扱いについてどのような対応策が考えられるか」といったことが考えられるかと思えます。

こういった検討課題につきまして、本ワーキンググループにおいて、ヒアリング等を通

じ実態や原因を把握した上で、対応する必要性がある論点を整理し、検討を進めてはどうかと考えております。

検討のスケジュールについては20ページ目に記載をしております。今回6月1日の第1回ワーキンググループの議論を踏まえまして、次回以降ヒアリングを行っていただければと思っております。このヒアリングにおいて発信者情報開示制度における対応状況・課題等についての聞き取りを行った上で、論点の整理を実施できればと思います。ここで整理された論点を踏まえまして、以降個別の論点について議論を重ねた上で、最終的に取りまとめを進めていただければと考えております。

21ページ目以降には参考資料として資料を掲載しております。

以上が事務局からのご説明となります。

【曾我部主査】

どうもありがとうございました。

それでは、今の説明も踏まえまして、議事の3の意見交換に移りたいと存じます。ただいまの説明、それから資料1-3の内容につきまして、構成員の皆様からご意見等をいただければと思います。とりわけ、今映っております19ページの検討課題案につきまして、こうしたものもあるのではないかとというご提案ですとか、その他ご質問等についてご提案いただければと思っております。

ご発言いただける際には、事前にチャット欄にそのご発言希望という旨を書き込んでいただくと助かります。いかがでしょうか。

私から1つなのですが、この検討課題案には必ずしも明示的には記載されていないのですが、この間、発信者情報開示に関しては様々な訴訟が起こって、報道等される案件もあったりするのですが、その中で少し気になっておりますのは、チケット転売サイトに関して開示請求がされて、それが認められたという報道があり、この点が気になっております。これについては、総務省から出されている情プラ法の逐条解説で、「権利の侵害が情報流通自体によって生じたものである場合を対象とする」と解説がされているところなのですが、そうすると、チケット転売サイトの出品者の発信者情報開示請求に関しては、これは必ずしも権利侵害が情報の流通自体によって生じたものには当たらないのかなとも思ひまして、この辺りの解釈の整理なりが必要ではないかと思ひ、可能であればこの機会に、こういった点も検討の対象にしていただけると幸いです。

では、清水構成員、お願いいたします。

【清水構成員】

ありがとうございます。事務局でご提示いただいた案に私は基本的にあまり違和感がないので、この内容で議論できればと考えております。ただ、19ページの「3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い」に関しては、法律上、現状でも手当てできているものは実際に色々あると思ひます。それでもなお問題が起こっているという現状の一つの理由として、賠償額の低さというものがあるように思ひます。そのため、この検討会で取り上げる

のが適切なのかという問題はあることは理解しているのですが、賠償額の適切さについても、一定の議論ができればと思っています。

また、曾我部主査からご指摘のありましたチケット転売サイトの件に関しても、私もまさに同じところが気になっています。「情報の流通によって」と言えるのかがよく分からないものが開示対象になることがまれにあるようで、報道ベースだけではよく分からないところもあるのですが、その辺りの整理というのは必要なことではないかなと思っています。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。続きまして、北澤構成員、お願いいたします。

【北澤構成員】

北澤でございます。私からは、事務局にこの資料のデータに関する質問を2点と、あとは進め方について1点、要望を申し上げたいと思います。

まず1点目なのですが、資料の13ページをご覧ください。こちらの中央部に、令和6年に申し立てられた発信者情報開示請求の総数が15万件余りであるというデータが紹介されているのですが、例えば特にP2P事案だったりすると、発信者情報開示請求事件1件につき200件といったログが開示対象になることもそんなに珍しくないのですが、この件数というのは請求案件1件でカウントしているのか、それともその対象のログについてカウントしているのか、あるいはあくまでも概数として紹介するという趣旨であって、そこまで厳密に区別した物ではないのかという、この件数の意味合いについて教えていただきたいというのが1点目になります。

2点目なのですが、16ページの上部で、東京地裁の平均審理期間に関するデータが紹介されておりまして、約103日であるとされているのですが、この審理期間については、東京地裁の事件の中で、例えば代理人がついていない本人の申立ても含めた数字なのか、あとはP2Pの事案ですと、東京地裁の知財部で審理されていますけれど、そういったP2P事案の手続も含めての審理期間の数字なのかということをご教示いただきたいと思います。

3点目なのですが、資料の19ページの課題案のところ、「2. 発信者情報開示請求への対応の合理化」の中で、プロバイダの負担についての検討課題が紹介されております。おそらく、これは開示請求件数の増加や手続の対応等で生じているプロバイダの負担が課題となっていると理解しております。この点の課題については、現在プロバイダにどのような負担や問題が生じているのか、その実態をヒアリングする必要がある一方で、細かいデータやログの特定方法といった説明については、基本的にはおそらく公表していない情報であることが多いと思われます。ですので、制度改革を含む検討の議論に当たっては、制度の利用者の実情を十分に反映することが必要だと思っていますので、各プロバイダからの要望とか、また必要に応じて検討会を例えば部分的に非公開にするとか、そういったことも柔軟に検討していただければと思います。以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。

では、今のご質問2点とご要望ということなのでいかがでしょうか。

【大内補佐】

ご意見、コメント等ありがとうございます。

まず清水構成員から、賠償額についてのコメントをいただいたと承知しております。こちら、このワーキンググループ自体が発信者情報開示制度を議論するという性質上、損害賠償額そのものについてはなかなか正面から扱うということは難しいと考えておりますが、ご指摘のコメントについては被害者救済全体を踏まえた上で、発信者情報制度の課題についても検討していくべきという問題意識かと思っておりますので、そちらも踏まえた形で検討を進めていければと思っております。

2点目として、曾我部主査からもチケット転売問題等の裁判例についてコメントいただいておりますが、ご指摘いただいた裁判例も含めまして、現状の判例動向等も踏まえて、開示制度あるいは情プラ法の規定の考え方等についても検討していければと考えております。

続きまして、北澤構成員からいただいたご質問が2点ありました。まず13ページ目の件数についての扱いについてですけれど、こちらの発信者情報開示請求の件数の増加として記載している、総務省が実施したアンケート調査についてですが、こちらのアンケート調査は任意で行ったという性質の物ではございますが、こちらに記載している154,484件という数値は、基本的には発信者情報開示請求件数でございます。そのため、実際の通信ログの単位で言うと、こちらの数以上に請求自体はあるものと考えております。

続きまして、16ページの平均審理期間についてですけれど、こちらの注釈に記載しております平均審理期間については、P2P事案も含めた全件での審理期間の扱いとなっております。

3つ目としまして、今後の議論のヒアリングの形式等についてもコメントいただきましたけれど、いただいた指摘も踏まえまして、そのヒアリングの形式等も含めて検討の上、進めていければと思っております。

事務局から以上となります。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。清水構成員からのご質問も含めてご対応いただきましたけれども、清水構成員、北澤構成員、よろしいでしょうか。さらに何かあったらお願いします。

【北澤構成員】

1点、審理期間についてP2P事案含めてという回答だったのですが、本人申立ても含めたということはそこも含まれていると受け取ったのですが、よろしかったでしょうか。

【大内補佐】

本人、代理人、いずれも含んだ形となっております。

【北澤構成員】

ありがとうございます。承知いたしました。

【曾我部主査】

では続きまして、上沼構成員、お願いいたします。

【上沼構成員】

ご説明ありがとうございます。基本的に発信者情報開示請求は、権利侵害の救済のために必要な制度だと思っておりますので、このタイミングで見直しをされるということについて非常に心強いと思っております。

検討課題で出しているものについては基本的に私も賛成です。特に P2P の事案については事実上、こういった事案に対して意見照会がどのくらい必要なのかということも含めて検討できればと思っているのですが、その前提として、いわゆる検知ツールがどの程度正確なのかという技術的な検証などのお話が聞けるとありがたいと思っております。なので、もし可能であれば、その辺りのお話を聞く機会があったらありがたいと思いました。私からは以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。今の点、事務局の方でいかがでしょうか。

【大内補佐】

今いただいた点、いずれにつきましてもご意見いただきましてありがとうございます。P2P に関する意見照会の在り方につきましても、お示ししている 19 ページにおける「2. 発信者情報開示請求への対応の合理化」の部分に関係してくるところかと思っております。この論点との関係で検討をしていければと思っております。

また、検知ツールについても言及ございましたけれど、そういったものの実態等についても、こういった形になるか分かりませんが、このワーキンググループの中で実態等について把握できればと思っております。以上でございます。

【上沼構成員】

ありがとうございます。

【曾我部主査】

大事な点だと思います。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。中原構成員、お願いいたします。

【中原構成員】

今回のこのワーキンググループでの検討が要請されている背景は、スライド 13 ページで整理していただいたように、1 つにはその発信者情報開示請求の件数の増加、もう 1 つにはプロバイダの多層化による発信者の特定の困難化であると理解しています。

いずれについても、今回の資料に概括的なデータを載せていただいているのですが、発信者情報開示請求の件数の増加については、その請求にさらされるプロバイダにどの程度の負担が生じているのか、発信者の特定の困難化についてはその都度、別のプロバイダに

請求を立てていかなければならない被害者の負担がいかなるものなのか。また、両方の問題に共通して、被害者の救済にどの程度の遅れが生じているのか、裁判所の負担はどの程度のものであるのかということ、具体的に把握する必要があると思います。こうした点は次回以降のヒアリングで明らかにされることと理解しております。

また、スライド 19 ページで列挙していただいた検討課題の案に対しては、特に異存はございません。ただその上で、周辺的かもしれませんが 2 点コメントいたしますと、18 ページで図示していただいた課題のうち、コンテンツプロバイダに関するものに関して言うと、提供命令が発令されることによって、自分に対する開示命令の審理と並行してアクセスプロバイダに対する開示命令の審理が進められていきます。これは被害者にとって便利なことなのですが、コンテンツプロバイダとしては自らに対する開示命令の審理の状況がどうであれ、アクセスプロバイダに対する開示命令が出されてしまうと、当該事案はそこで解決ということになってしまうわけで、それだと権利侵害の明白性とか、開示対象の情報とか、いろいろな事柄について、行為規範が獲得できないと。そのため、提供命令に執行力がないということも相まって、その提供命令の手続を前に進ませることに消極的になってしまうというストーリーがあるのではないかという想像が働くところであります。提供命令に強力な効果を与えると、被害者救済の問題というのは解決されるのかもしれないですけど、それだけだとプロバイダ側の不満とか負担感が残るし、あとこうした手続によらない任意開示の促進、これは裏テーマの 1 つとしてあり得るのではないかと思うのですが、そういうことにも資さないのではないかなと思います。

したがって、これらの問題に対処する場合にはこの手続の趣旨を何に求めるべきか、つまり、被害者にとっての簡便性というのはもちろんですが、それを言うだけでは全体としてうまく機能しないのではないかということも、改めて考える必要があるかと思います。また、18 ページの図でも、2 つの開示命令の審理の併合について書いてあるように、裁判所における審理の在り方がどのようなものであるべきかということが問われるのではないかと思います。

それからもう 1 点は、スライド 19 ページの「3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い」の問題で、具体的には晒し行為の問題が挙げられていました。申立人としては、自分の権利がこの発信者によって侵害されたあるいはあの人の権利が侵害されたということで、報復行為だとか制裁行為として、犯人はこいつだというような形で発信者に関する情報を晒すということがあるのではないかと思います。

現状、情プラ法の 7 条において、発信者情報の開示について、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならないという禁止規定が設けられているのでありますが、おそらく晒し行為をする人は、自分がやっていることは不当ではないのだという意識でやっているのではないかと想像いたします。更に、こうした晒し行為がどういう場合に違法性を帯びるのかというのは、私が知らないだけかもしれないですが、必ずしも何か具体的に論じられたり整理され

たりされているわけではないのではないかと思います。ここで想定されている新たな権利侵害の事例というのは、晒し以外にも古典的には脅迫等様々な行為が考えられますが、前提として、どういう行為について、どういう場合に民事責任、刑事責任が生じるのかを整理する価値があるのではないかと思います。また、要は発信者情報開示制度の悪用でもありますので、いかなる意図であってもそのような行為をしてはならないのだということ、どう効果的に周知していくのか。また、発信者情報開示という制度の悪用であることを捉えて、特別のサンクションを科すということが考えられないのかどうかという点も考える必要があるのかなと思いました。長くなりましたが以上です。

【曾我部主査】

構造的な課題含めて詳細なご提案、ご指摘ありがとうございます。

まさに今後の検討課題ということなので、事務局としてリプライは難しいかもしれませんが、現時点で何かありますでしょうか。

【大内補佐】

ありがとうございます。中原構成員からいただきましたコメント、いずれも非常に重要な点かと思っておりますので、今後のヒアリング等を踏まえまして、まずは実態等を把握した上で、発信者情報開示制度全体においてどう考えていくかというところを検討していければと思います。以上でございます。

【曾我部主査】

それでは次に、今村構成員お願いいたします。

【今村構成員】

今村でございます。

最初に、今ちょうど映していただいている19ページでございますけれど、こちらの検討課題案につきましては、私としては特段違和感はないところです。

今後、議論していく上ではこの大きな3点に対して細かい論点が色々あるのかなと思っていて、既に他の構成員の方々も色々ご提案、ご示唆をいただいたと私も理解しておりますけれど、情プラ法を検討する上ではやはり、第一には被害者の救済をどう考えましょうかというところから検討がスタートしつつ、被害者の救済を手厚くしよう、手厚くしようとなっていくと、どうしてもその間に挟まれるプロバイダである事業者に対する負担がどうしても大きくなるというところで、プロバイダに対して今度はどうしていきましようかという、その天秤構造がどうしてもあると構造的には理解をしています。事業者側としては、その背後に通信の秘密や表現の自由のような、憲法にも関わるような権利の保護ということもあると理解しているのですが、その天秤構造をどのように整理していくのかというところが、今後の検討においては非常に重要なのかなと思っていて、まさに事業者の声というところでは、私もこれまで事業者を含めた実務者勉強会のほうは構成員として参画させていただいておりましたけれど、今後このワーキンググループでも事業者に生の声を上げていただいて、それを踏まえた上で情プラ法がより良い方向に、被害

者救済を実現する上での必要十分なものになっていくと思いますので、そのヒアリングでの事実の聴取は非常に重要になると思っております。

その意味で今後の進め方の部分についても、私自身は違和感ございません。ありがとうございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。検討課題案、それから進め方についても違和感はないとコメントをいただきました。

次に、垣内構成員お願いいたします。

【垣内構成員】

垣内です。私も今回、資料 19 ページを中心に示していただいている検討課題については、基本的に異存がないところです。この「1. 令和 3 年改正で創設した裁判手続の実効性確保」、「2. 発信者情報開示請求への対応の合理化」、「3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い」とありますけれど、特に 1 点目と 2 点目は表裏一体というか、非常に密接に関わっているように思われますが、3 点目は若干異なる点を含むところがあるのかなという印象を持っております。

若干感想めいたことになりましたけれど、検討すべき問題といたしまして、1 つは理論的なレベルと申しますか、手続に登場する主要な主体として各種のプロバイダの方がいるわけですが、そのプロバイダの方がそれぞれどのような利害を代弁するのか、あるいはどういった利害を代弁することが、どの程度期待されるのかといった点についての理論的な見通しということが、1 つ前提として問われるのかなと思っております。

その上で 2 点目としまして、それぞれのアクターが現実的にどのようなインセンティブを持っていて、それがどういった形で合理的な処理に貢献をすることが可能であり、あるいは阻害してしまっていることになっているのかという、これは主として現実的にどうなのかという意味で、この点の把握が重要かと思われます。これは予定されているヒアリング等でそうした実情について把握していくということなのかなと考えております。

2 点目との関係で、先ほど中原構成員のコメントにもありましたけれど、裁判手続がどうやって合理的に動いていくかという観点から、裁判所がお持ちの知見も非常に重要なだろうと思われます。これは、ヒアリングという形を取るのかどうかはともかくとして、この裁判手続の実情について、裁判所のお持ちの知見を適切に提供していただき、議論に反映することも重要なのではないかと感じた次第です。

簡単ですけど私からは以上です。

【曾我部主査】

続きまして、大谷構成員お願いいたします。

【大谷構成員】

ちょうど 19 ページのところを開いていただいております、いずれも十分な検討をしなければいけない論点ばかりだと思っております。

特に気になっているのがプロバイダの多層化で、そのために手続が遅延して、せっかく開示請求が認められても、その時点ではログがなくなっているということがないようにするために、どのように手続の合理化を図ることができるのかというのは一番の関心事でございます。ここでさまざまなヒアリングを経て議論をしていくことになると思いますけれども、その際に特に留意しておきたいのが、プロバイダと契約者との関係で、制度の外で、契約でどこまで定めることが認められるのかということについての配慮も必要になってくるのではないかと思います。おそらく今後、意見照会の在り方とか、そういったことも俎上に上がってくるとは思いますけれども、例えば契約で意見照会を一定の場合に省略することを認めるような合意をして、利用規約などに書き込んだ上で手続を進めることがどれだけ許容されるのか。あるいは、権利侵害の明白性などが認められ、開示請求が認められたことで、権利侵害をした情報の発信者に対して開示請求への対応にかかるプロバイダが、プロバイダ側の損失を費用負担として請求するということが認められるのかどうかといった、取引実務に与える影響というのも一定程度配慮しながら制度についての検討をしていく必要があると考えております。特に P2P 事案を通じてですけれども、BitTorrent などの特殊な仕組みなどを受けまして、社会的なリソースとして、人格権等の侵害に関わっている方へ十分なリソースが向けられないという弊害が生じているという可能性があるようでしたら、やはり新しい技術、新しいファイル共有の仕方といった技術的要素についても十分に確認した上で、新しい制度ではあるシステムについては対応できるけれど、違うファイル共有の仕方などが出てきた時に立ち打ちができないということがないように、ある程度技術的にニュートラルな仕組みというのも併せて考えていく必要があると感じております。

それから、先ほど垣内構成員からもコメントがありましたように、裁判所も相当多数の事案に対応してこられて、様々な経験値が積み上がっていらっしゃると思いますので、訴訟の実態などについての情報提供をいただけるようでしたら、その方法については適切な方法を選択した上で情報提供いただき、議論の俎上に載せさせていただけると大変ありがたいと考えております。

私からは以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。裁判所の知見の提供というのは、お二方からコメントあったところであります。

続きまして、鎮目構成員お願いいたします。

【鎮目構成員】

私も 19 ページの主な検討課題案、このような各論点について検討を進めていくという案には、全く異存はございません。伺いたいことは、これまで構成員の方々のご指摘くださったことと大体被っているのですが、まず、13 ページに記載されている、開示請求件数が非常に増加傾向にあるということ、また、その後の 14 ページの左下部「2. 生じてい

る事象」という箇所についてです。注釈で書かれているところを拝見すると、総数が13ページの154,484件と同じであり、その95.6%がこのP2P関係の事案だということで、かなり極端な数字で驚いております。この問題によって開示制度の適切な運用に支障を来しつつあるという指摘があるということですが、実際のところ、プロバイダにどのような負担が生じており、どのような問題が生じているのかということ、できればヒアリング等によって具体的に伺うことができると思っております。また、このことと16ページ中央部の提供命令が迅速に履行されないといった問題に関連性があるのかという点について、実態を把握した上で対応を検討していくのがよいのではないかと考えました。

もう1点、19ページの検討課題案「3. 手続の過程で得た情報の適切な取り扱い」という点につきましては、先ほど先生方からご指摘があったことではございますが、こういった晒し行為等の新たな権利侵害を防止するために、サンクション賦課の可否等を検討する場合、罰則の賦課も視野に入ってくる可能性があるかと存じます。その検討の前提として、この晒し行為等というのが、ネット上の晒し行為に留まるのか、それとも対面の威迫やストーカー行為に及ぶ等の事態も生じているのか、また、それらの実態について、既存の刑事法を含む法令によって対応できるケースと対応できないケースは、それぞれどのようなものなのか、その辺りを、より詳しく、具体的に把握する機会があればと思っている次第でございます。

私からは以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございました。

こちらで今いただいているご発言希望はこれまでですが、もし追加でご発言いただけるようであれば時間的には余裕がございますので、お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

また、これまでの構成員の皆様からの発言は、今後の検討課題について、より様々なご提案をいただくということで、現段階でお答えいただくようなお話もないとは思いますが、もし現在の段階で、事務局の方で何か補足等がありましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。

現段階において、事務局から追加で説明させていただく点はございませんが、いただいた点も踏まえまして、今後の進行等を進めさせていただければと思います。

以上でございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。その他、ご発言はよろしいでしょうか。特にこれ以上ご発言がないということであれば、議事の3については以上とさせていただきます。

では、次の議事の4ですが、こちらはその他ということで、最後に全体を通じて皆様か

ら何かありましたら、お知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

最後に事務局から連絡事項がありましたら、よろしく願いいたします。

【大内補佐】

ありがとうございます。次回の会合につきましては、事務局からご案内をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。そうしましたら以上を持ちまして、本日の発信者情報開示ワーキンググループ第1回会合をこれにて閉会とさせていただきます。

本日は先生方どうもありがとうございました。

【以上】